

令和6年度 堺市立市小学校 いじめ防止対策基本方針(改訂版)

1 いじめに対する基本認識

本校所属の全ての職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義される。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。また、その子どもの心にも寄り添う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努める。

2 いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめ問題が身近に起こりうることを指導し、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりの育成に努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団の在り方などについての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、個々の教員のカウンセリング力を強化する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の特性などを情報共有する教員研修の充実を図り、いじめ相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。また、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり(UD等)を意識し、日々の授業改善を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談、特別活動などを通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツ、読書やおしゃべり、相談などで発散することにより、ストレスを発散させることを指導する。

3 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(例：いじめ対応チェックリストの活用、行動観察など)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(例：なやみごとアンケート、個別面談、日記など)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：周囲への聞き込み・行動観察)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：連絡帳・電話・tetoru・家庭訪問・PTAの会議)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：登校指導・地域行事・関係機関との情報共有)

4 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、直ちに詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことのないよう、すぐに学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、当該の子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察などの関係機関に相談し、協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合い子どもの現状把握に努める。
- (7) いじめられた子どもが、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 なやみごとアンケート調査の実施

6月、11月、2月の計3回、なやみごとアンケート調査(記名式)を実施する。また、いじめアンケート調査から得たものより、個人面談や聞き取りなどを行い、必要に応じて当事者や学級学年などで指導を行う等の対策をとる。その後の経過、結果に関する報告もする。また、いじめ問題が生じたときには必要に応じて、状況把握の為のアンケート調査を実施し(無記名式)、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、学年主任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検をいじめアンケートなどを中心に行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

〔いじめに対する措置〕

- (1) いじめと疑われる行為を発見し、子どもやその保護者からの「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合、教職員は直ちに「校内いじめ対策委員会」に情報を提供し、共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係している被害者、加害者の両児童からの聞き取り(基本的には同時)を行い、いじめの実態の有無、の確認を行う。
- (3) いじめ問題と確定した場合は、被害者、加害者、観衆、傍観者へのそれぞれの対応の方針を決め、役割分担をして指導する。
- (4) いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたり、適切に引き継いだり情

報提供したりできる体制をとる。また、いじめの原因を分析し、今後の未然防止にどのようにつながるかを考える。

- (5) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官などの外部専門家が参加しながら対応する。
- (6) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている状態である。
 - ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
 - ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

〔校内研修の実施〕

いじめ問題を全教職員が組織として適切に対応するために、校内研修を8月、12月、2月に実施する。

〔重大事態とは〕

ア)生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い(児童が自殺を企図等)

イ)相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安に、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査)

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも含む。

〔重大事態への対処〕

・学校が調査主体の場合

- (1) 重大事態の認知後、堺市教育委員会に概要を報告する。
- (2) 学校に重大事態の調査組織を設置する。
- (3) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) いじめを受けた児童および保護者に対して情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (6) 調査結果をふまえた必要な措置をとる。

・堺市教育委員会が調査主体の場合

学校は教育委員会の指示のもと、資料の提出などの調査に協力をする。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話やパソコンのメールやコミュニケーションアプリ、SNSを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。児童用パソコンの使用により児童がインターネットを使う機会も増えている。全児童を対象に情報モラル教育を行い、ネット上でのトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

さらにネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講じる。必要に応じて、法務局・地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) けんかや遊び、悪ふざけ、行き過ぎた行為などいじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。また、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (2) いじめを知らせてきた児童については事後も踏まえて十分に安全を確保する。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感をあたえないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応・指導を行う。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやし立てるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、許されないことを理解させる。(観衆への対応の一例)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠蔽せず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえて、改善に取り組む。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みなどが評価されるよう、留意する。

令和6年度 いじめ防止に関する年間指導計画

堺市立市小学校

月	学校行事	いじめ防止に関する取り組み	教科等との 関連	担当者等	連携 外部専門家
4	入学式 始業式 発育測定 学習参観・懇談会 家庭訪問	たてわり活動（～3月） 校内いじめ対策委員会（～3月） 原則毎月開催(生指委員会) 「学級づくり、集団づくり」 特別支援、生徒指導対象児童の 共通理解	特別活動	児童会 生徒指導主任 養護教諭・保健主事 特別支援担当主任 各学年	
5	体育大会 校外学習	各健康診断項目と健康観察	保健	各学年 養護教諭	校医
6	校外学習 体力テスト 学校水泳	なやみごと(いじめ)アンケート① (分析、傾向、課題の把握)	道徳	各学年・保健主事 生徒指導主任	
7	安全学習週間 たてわり行事 個人懇談会	市小平和の日 平和学習 非行防止教室(5年) 非行防止教室(6年) 4年生情報モラル教室(出前授業)	人権 道徳	人権教育主担 児童会担当 担当学年	指導主事等 警察署 少年サポート センター
8	夏季休業 5年 宿泊学習	校内研修① 1学期の振り返り(いじめ基本 方針の見直し、事例研修) 月州中学校区での問題行動に 対する共通理解と対応		生徒指導主任 研修主任 生徒指導主任	指導主事
9	大阪 880 万人訓練 オープンスクール 6年 修学旅行	集団づくり	特別活動	学校安全担当 学年担当	
10	6年 連合運動会 土曜参観 PTA 主催行事	5年生いじめ暴力防止(CAP)プロ グラム	体育科 特別活動	児童会担当 担当学年	PTA 堺まつり 校区自治会 えんばわめん と堺
11	にんげん学習交流会 (6年) 5年 連合音楽会 PTA 芸術鑑賞	なやみごと(いじめ)アンケート② (分析、傾向、課題の把握) 生活委員会取り組み 「ふわふわ言葉を使おう」	人権 道徳 総合的な学 習の時間	人権主担 生徒指導主任 児童会担当	校区文化祭 校区自治会
12	たてわり行事 個人懇談会	校内研修② 2学期の振り返り(いじめ基本 方針見直し、事例研修) 「ふわふわ言葉を使おう」	特別活動	生徒指導主任	指導主事
2	学習参観・懇談会 卒業遠足	なやみごと(いじめ)アンケート③ (分析、傾向、課題の把握) 校内研修③(まとめと次年度に 向けて)	道徳	生徒指導主任	
3	たてわり行事 卒業式 修了式	学校評価 年間のまとめ		担当学年 管理職	

※各学年で情報モラルについての学習を行う。